

令和 2 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 4 月 2 8 日

担当部・課：産業部水産課〔内線 3 5 1 5〕

① 件 名
石巻市水産多面的機能発揮対策事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>多くの水生生物の生活を支え、産卵や^{ようちしぎよ}幼稚仔魚に生育の場を提供する“藻場”が減少する『磯焼け』が石巻の沿岸においても発生している。</p> <p>また、万石浦湾においては、サキグロタマツメタ（巻貝の一種）やアカエイによるアサリの食害が発生しているほか、同地域に繁茂しているアカモクの減少を抑制するため、保護区域の設定が必要な状況となっている。</p> <p>【目的】</p> <p>漁協等が主体となり実施する、ウニの駆除による磯焼け対策や藻場の保護区域設定、アサリ漁場での食害生物を除去する干潟の保全事業等を通して、水産資源の維持培養と環境保全を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>（国）水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱 宮城県水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市総合実施計画 第 3 章 第 3 節 水産資源や水環境の保全・管理に努める</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 5 年 5 月 （国）水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱施行</p> <p>平成 3 1 年 2 月 宮城県水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱施行</p> <p>令和 元年 9 月 宮城県漁協石巻地区各支所への事業説明</p> <p>1 0 月 総合計画実施計画の裁定 宮城県漁協石巻地区各支所に事業要望調査実施</p>
⑤ 主な内容
<p>宮城県漁協石巻地区各支所が主導となり組織する活動組織が取り組む活動に対し、宮城県が事務局を持つ地域協議会「宮城県水域保全協議会」を通して交付金を交付するもの。</p> <p>（活動内容）</p> <p>①石巻湾支所：食害生物（サキグロタマツメタ等）の除去による干潟（アサリ漁場）の保全 アカモク藻場の保全（アカモク）</p> <p>②石巻地区支所：食害生物（ウニ）の除去及び海藻の種苗投入等による藻場の保全 除去したウニの陸上での畜養（食材加工）</p> <p>③網地島支所：食害生物（ウニ）の除去による藻場の保全</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能(自然環境保全等)の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図る。	
【市財政への負担】（令和2年度当初予算） 事業費 19,488,000円（3団体合計） （内訳） 国 13,641,600円（70.0%）※水産多面的機能発揮対策交付金 県 821,800円（4.2%）※宮城県水産多面的機能発揮対策交付金 市 5,025,600円（25.8%）※うち特別交付税7/10	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・東松島市において平成27年度まで実施（藻場の保全（保護区域の設定））。 ・気仙沼市においては昨年度まで独自支援事業として磯焼け対策に係る取り組みに対し補助事業を実施。本年度から本市と同様に、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用して事業実施予定。 	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和2年4月	石巻市水産多面的機能発揮対策事業交付金交付要綱制定（告示の日から施行） 活動組織と事業に関する協定書を締結 交付金交付申請
5月	交付決定後、活動組織による事業開始（～令和3年2月まで）
令和3年3月	事業完了後、実績報告
⑨ その他	